

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり
公告します。

平成28年9月1日

京都市長 門川 大作

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事件名

京北中部地域水道再整備（その32）工事

(2) 工事場所

京都市右京区京北周山町 京北庁舎他

(3) 工事概要

ア 中央監視盤新設

イ 電気配線工事

ウ 既設機器等移設及び撤去

エ その他図面等に記載の工事

(4) 工期

契約の日の翌日から平成29年3月15日まで

(5) 実施種目

電気工事の種目として実施する。

2 本件入札に関する問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

（電話 075-672-7728）

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0.html>

3 入札参加資格に関する事項

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において、現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第2項に規定する平成28年度の一般競争入札有資格者名簿に「工事」の種目で登載されている者であって、同日（(6)及び(7)にあつては、公告の日から開札の日までの間）において、次に掲げる全ての条件を満たす者。

(2) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。以下同じ。）における「電気」又は「電気通信」の種目の総合評定値が950点以上であること。

(3) 平成13年度以降に国内で、単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、監視制御設備の制作、取り付け含む水道施設電気設備工事を完成した施工実績を有すること。

なお、共同企業体の構成員としての完成した施工実績である場合には、出資比率20パーセント以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。

(4) 建設業法に基づく電気工事業に係る監理技術者又は主任技術者を1名配置し得ること。

なお、当該技術者については、次の条件を全て満たしていること。

ア 常勤の自社社員であり、かつ入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

イ 特定建設業の許可を受けた者であって、下請発注額の合計が4千万円（建築一式工事の場合6千万円）以上を予定している場合は、監理技術者（監理技術者講習を修了している者に限る。）を配置すること。

ウ 本件入札の請負金額（予定）（各入札者の入札価格に消費税及び地方消費税を加えた金額をいう。）を3千5百万円（建築一式工事の場合7千万円）以上とする場合においては、入札参加資格確認申請日において他の工事に技術者又は現場代理人として配置しておらず、契約工期において専任での配置が可能な者であること。

エ 契約工期において専任で配置が可能な者であること。

オ ウ及びエについて、工事実績情報システム（コリンズ）で確認できること。

カ 入札参加資格確認申請書の提出後、配置予定技術者を変更することは認められない。また、落札した場合において、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は、原則、認められないものとする。

(5) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに加入していること。ただし、法令の規定により適用を除外されている場合はこの限りでない。

(6) 京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。

(7) 京都市行財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）が実施した当該種目における一般競争入札（共同企業体による入札及び本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。）に応札し、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されていないこと。

また、契約課が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札（共同企業体による入札及び本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。）において、低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと。

ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届を提出した場合又は失格基準を下回る価格で応札した場合を除く。

(8) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札方法等

(1) 本件入札は、入札者が、入札期間内に2の場所に設置している「入札資料提出ポスト」に一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、施工実績調書、入札書等を投函することによって行う。

(2) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間最終日の午後5時までに、次のア又はイの方法により、本件入札に係る申請書、施工実績調書、入札書等及び設計図書等を入手し積算のうえ、(4)に記載する入札期間に入札を行うこと。

ア 用度課のホームページに入札公告と併せて申請書、施工実績調書、入札書等を掲示するので、用度課のホームページから当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。

イ 用度課から紙で申請書、施工実績調書、入札書等の交付を受ける。

(3) 工事の設計図書等について

この公告の日から平成28年9月20日（火）までに株式会社平安光業（京都市中京区間之町通御池上高田町503花柳ビル1階 電話075-231-1177）において購入すること（購入時間は、午前9時から午後5時までとする。）。

この公告日から平成28年9月20日（火）までの期間に設計図書等を購入しなかった場合には、積算不能として本件入札に参加することができない。

(4) 入札期間

平成28年9月27日（火）、28日（水）及び29日（木）の午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

(5) 積算内訳書、入札書及び申請書等の提出

入札者は、4(1)に記載の方法により次の書類を提出しなければならない。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、当局において無断で使用しないものとする。

ア 入札書（用紙交付）

イ 入札金額に対応する積算内訳書

積算内訳書には、工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称、代表者役職及び代表者氏名を記載し登録印を押印すること。

また、積算内訳書については、少なくとも項目、単価、数量及び金額を記載するものとする。

ウ 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

エ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）の写し

なお、3(5)の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入又は適用除外の確認についても、これをもって行うものとする。

オ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(4)の技術者を記載し、その者の技術者資格及び雇用関係を証明し得る書類等の写しを添付すること。

本件においては、配置予定とする技術者を3名まで申請することができるものとする。この場合、技術者ごとに技術者配置予定調書を作成して提出すること。落札者となった場合には、直ちに、実際に本件工事に配置する技術者を特定し、用度課に書面（様式任意）で報告すること（FAX可）。

(ア) 監理技術者にあつては、その者の監理技術者資格者証（表面及び裏面）の写し、監理技術者講習修了証の表面の写し（ただし、監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴の記載がある場合は不要。）及び雇用関係を証明し得る書類等の写しを添付すること。

(イ) 主任技術者にあつては、その者の技術者資格及び雇用関係を証明し得る書類等の写しを添付すること。

また、落札した場合においては、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は認められない。

カ 施工実績調書（用紙交付）

3(3)に掲げる資格があることが判断できる工事の施工実績を記載すること。

また、工事の施工実績に関する必要書類等の写しを添付すること。

(6) 申請書、施工実績調書及び入札書等は、封入、封かんし、封筒表面には工事名、工事場所及び開札予定日時を記載して、入札期間内に2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

- (7) 入札者は、(6)により投函した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできないものとする。
- (8) 代表者以外の者（以下「代理人」という。）が入札する場合には、本件入札に関し代理人を選定した旨を記載した委任状を同封すること。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合は、本状の提出は不要とする。
- (9) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。
- (10) 予定価格及び最低制限価格
予定価格 91,627,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
最低制限価格については、落札者を決定した日に公表する。
- (11) 最低制限価格のくじの方法について
開札予定日時に、2の場所の入札室にて、当該入札執行事務に関係ない用度課職員がくじにより決定する。
なお、くじは公開とする。

5 開札及び落札者の決定

- (1) 開札予定日時
平成28年9月30日（金）午前9時
- (2) 入札参加資格の確認
開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。
- (3) 落札者の決定
ア 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。
イ 予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二者以上あるときは、本市が指定する日時に2の場所にて抽選により決定する。

6 入札の無効

規則第6条の2各号（第2号、第5号、第6号及び第7号を除く。）の規定に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認めた者が行った入札は無効とする。

7 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約保証金 必要
- (5) 前払金
請負金額の4割を超えない範囲内（中間前払金については2割を超えない範囲内）の額を支払う。ただし、部分払を請求した後は、中間前払金を請求することはできないこととする。
- (6) 中間前払金又は部分払 契約時選択
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 設計図書等の内容に関する質問は禁止する。
- (9) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。
なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。
- (10) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。また、工事に係る資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。
- (11) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
- (12) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、京都市上下水道局契約規程その他本市が定める条例、規則、要綱等のほか関係法令によるものとする。
- (13) 本件は、京都市公契約基本条例第12条の労働関係法令遵守状況報告書（以下「報告書」）の提出が必要となる公契約であることから、受注者は、契約締結後2か月以

内に報告書を提出すること。また、本件に係る下請負者の報告書は受注者が取りまとめて提出すること。

(上下水道局総務部用度課)